

4-(5) 目安と地域別最低賃金改定額との関係の推移(都道府県数)

年度	区分	目安どおり	目安より高い	目安より低い	計
昭和53年度		34	12	1	47
54		35	11	2	48
55		35	13	0	48
56		20	27	1	48
57		30	17	1	48
58		42	6	0	48
59		39	8	1	48
60		44	3	1	48
61		40	7	1	48
62		45	2	1	48
63		43	4	1	48
平成元		40	7	1	48
2		39	8	1	48
3		28	19	0	47
4		22	25	0	47
5		14	33	0	47
6		21	26	0	47
7		32	15	0	47
8		24	23	0	47
9		19	28	0	47
10		29	18	0	47
11		32	14	1	47
12		23	24	0	47
13		35	12	0	47
14		30	17	0	47
15		42	5	0	47
16		3	44	0	47
17		25	19	3	47
18		18	29	0	47
19		25	22	0	47
20		9	38	0	47

- (注) 1 昭和54～平成元年度は、京都が南北に地域区分されていたため、計は47にならない。
 2 平成2年度についても対前年のため計は47とならない(京都は平成2年度において、南北一本化された。)
 3 平成14～16年度の「目安どおり」とは改定がなされなかったものであり、「目安より高い」とは改定があったものである。
 4 平成20年度については、中央最低賃金審議会で示された生活保護との乖離額を、地方最低賃金審議会の答申を踏まえて北海道は5年、東京及び神奈川は3年、青森、秋田及び千葉は1年、その他は2年で解消するとして算出した目安額と比較したものである。

(参考)

平成19年度 目安より高い県
 青森、岩手、宮城、秋田、福島、埼玉、東京、静岡、愛知、滋賀、奈良、広島、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

平成20年度 目安より高い県
 北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄